

[2018 年 12 月 27 日]

本書発刊後に公表された主な情報は、以下のとおりです。

◆改正相続法施行日

民法（相続法）改正法の施行日が次のとおり決まりました。

〈本書の関連ページ〉

- ・自筆証書遺言の方式緩和：2019 年 1 月 13 日 P.24
- ・配偶者居住権：2020 年 4 月 1 日 P.12
- ・自筆証書遺言の保管制度：2020 年 7 月 10 日 P.26
- ・上記以外の相続法改正：2019 年 7 月 1 日 P.14～23

◆預金の仮払制度の限度額

限度額は 150 万円とされました。 P.16（解説 9～10 行目の「上限」）

◆平成 31 年度税制改正大綱

今後、大綱に基づく改正法案が次期通常国会に提出・審議される予定です。

①配偶者居住権等の評価額（本書 P.13 参照）

- ・配偶者居住権＝建物の時価－建物の時価×（残存耐用年数－存続年数）／残存耐用年数×存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率
- ・配偶者居住権が設定された建物（居住建物）の所有権＝建物の時価－配偶者居住権の評価額
- ・配偶者居住権に基づく居住建物の敷地の利用に関する権利＝土地等の時価－土地等の時価×存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率
- ・居住建物の敷地の所有権等＝土地等の時価－敷地の利用に関する権利の評価額

②配偶者居住権の登記にかかる登録免許税（本書 P.13 参照）

配偶者居住権設定の登記について、「居住建物の固定資産税評価額×1,000 分の 2」の登録免許税が課されます。

③特別寄与料にかかる課税（本書 P.22 参照）

- ・特別寄与料の額が確定した場合には、特別寄与者がその金額を被相続人から遺贈により取得したものとみなして、相続税が課されます。
- ・相続人が支払うべき特別寄与料の額は、その相続人にかかる課税価格から控除します。

④小規模宅地特例の改正（本書 P.97 参照）

小規模宅地等の減額特例のうち、特定事業用宅地等の範囲から、相続開始前 3 年以内に事業の用に供されていた宅地等が除外されることになりました（その宅地等の上で事業の用に供されている減価償却資産の価額が、その宅地等の相続時の価額の 15%以上である場合を除きます）。この改正は 2019 年 4 月 1 日以後の相続について適用されますが、同日前から事業の用に供されていた宅地等については適用されません。

以 上